

全国健康保険協会東京支部評議会（第43回） 議事録

開催日時：平成26年10月20日（月）午後4時30分～6時00分

開催場所：中野サンプラザ15階 リーフルーム

出席者：原山議長、植西評議員、大谷評議員、熊倉評議員、
白井評議員、傳田評議員、吉澤評議員

議 題：

- (1) 協会けんぽの保険料率について
- (2) 協会けんぽの状況について
- (3) 東京支部の状況等について
- (4) その他

司会（田島企画総務グループ長）：

ただいまより第43回全国健康保険協会東京支部評議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、司会を務めます企画総務グループの田島でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、長谷川評議員の辞任によりまして、1名欠員となっております東京支部評議員でございますが、9月1日付で東京都商工会連合会専務理事、傳田純様に評議員の委嘱をさせていただき、今回の評議会からご出席いただいておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

傳田評議員：

東京都商工会連合会の傳田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は長谷川と同様、東京都を退職いたしましてこちらにお世話になることになってございます。それまでは産業労働局にほとんどおりまして。といっても経済畑のほうにございましたので、ほとんどが事業主さんを対象とした政策を展開してございました。まだまだよくわかっておりませんが、何とか皆様方と一緒にやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会（田島企画総務グループ長）：

皆様、よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の出席状況でございます。本日は中村評議員、帆刈評議員がご欠席ということでございますが、定足数を満たしておりますので、本評議会は、有

効に成立しております。

また、傍聴者は本日いらっしやらないことをご報告いたします。

それでは、開催にあたりまして、東京支部矢内支部長よりご挨拶申し上げます。

矢内支部長：

評議員の皆様におかれましては、第 43 回評議会に、ご多忙のところをご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど事務局の方からご紹介がありましたが、新評議員に傳田様が、ご就任なされました。よろしく願いいたします。9 月 1 日からの就任でございますが、皆様の任期は、全員、今月（10 月）末をもちまして終了ということでございます。事実上、本日の評議会が、現任期での最後の評議会ということになるかと思えます。

それから、私事でございますが、私も今月、10 月 1 日から支部長の新しい任期を務めております。引き続き、皆様に大変お世話になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でございますが、平成 27 年度の保険料率に関しまして、本部から論点が示されております。その示された論点に従いまして、本日の評議会の皆様と意見交換をさせていただきまして、東京支部評議会意見として、11 月 7 日までに本部に提出を求められております。その論点と申しますと、一つは、平成 27 年度の保険料率についてどう考えるか、ということ。2 つ目といたしまして、この料率の激変緩和措置についてどう考えるかということ。3 つ目が、料率を変更する場合に、変更時期を 4 月納付分からとしてよいか、ということでありまして、この 3 つの論点につきまして、本日、皆様に意見交換をしていただきまして、東京支部評議会の意見として、まとめていただけるとありがたいと思っております。

しかし、そもそも、この保険料率に関する議論の前提といたしまして、私ども協会けんぽの、今後の中期的収支をどのように予測するか、あるいは協会けんぽに対する国庫補助率をどうするか。あるいは後期高齢者支援金をはじめ、高齢者医療制度の見直しをどうするかというような問題がございます。これらの点につきまして、ちょうど 10 月上旬に開催されました厚生労働省の社会保障審議会の医療保険部会、あるいは財務省の財政制度審議会の財政制度分科会といったところで、非常に注目すべき展開がなされております。今日はこれらをご紹介いたしまして、本日の議論の参考にしていただければと思っております。

ただしこの議論は、このとおりに決まったということではございません。これらの議論を踏まえまして、我々協会けんぽは、今後どういう主張をしていくかが問題になってくるわけがございます。これらのいろいろな議論を参考にいただき、本日の会議の目的である来年度の保険料率について、忌憚のない皆様のご意見をいただければ幸いです。

また、11 月から評議員の新しい任期になりますが、この新しい任期でのイベントとして、11 月 18 日に、協会けんぽの財政基盤強化を求める全国大会を、再び開催することになりました。この大会終了後には、厚生労働省への要請行動、さらには

国会議員への要請を予定しております。評議員の皆様には、大変重要な局面でございますので、倍旧のご理解とご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますように、本日もよろしく願いいたします。

司会（田島企画総務グループ長）：

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、原山議長、よろしくお願い致します。

原山議長：

原山です。今日も議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

今日はお手元に、大きく分けると3つの資料が配布されていると思います。一つは保険料率の問題、それから協会けんぽの状況、東京支部の状況等ということですが、先ほど支部長のご挨拶にありましたように、東京支部評議会として、27年度の保険料率について、どういう意見を持つか、ということをもとめて、本部に11月7日までに報告するということでございます。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

(1) 協会けんぽの保険料率について

事務局（飯塚企画総務部長）：

本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料ですが、本部で運営委員会が10月16日に開催されたばかりでございまして、その中で保険料率の関係が出てまいりましたので、それに沿いましてご説明をさせていただきますと思います。

まず5ページをお願いいたします。平成27年度保険料率に関する論点、1番としまして「制度改正」となっております。どういうものがありますかというところと3点ございまして、1点目が「国庫補助率20%への引上げ」、2点目が「高齢者医療制度の見直し」、3番目に「その他」としまして「傷病手当金と出産手当金の見直し等」となっております。協会けんぽの場合ですと、なかなか一般の健康保険組合さんのように、加入者数とか医療費の伸びのみに基づいて運営する事は難しく、もとの法律の制度改正とか、そういうものを伴いながらやっているものですから、法改正のところも含めて、ご議論をいただくようなかたちでお願いをいたします。

制度改正について、まずご説明いたします。①の「国庫補助率20%引上げ」については、103ページをお願いいたします。「協会けんぽの財政に関する財務省試算」というのがございまして、10月8日に財政制度審議会の中の財政制度分科会に提出されました資料でございます。104ページにつきましては、賃金上昇率をどう見るかがポイントでございます。こちらの図にございますように、それぞれ、例えば、左側のほうに赤い折れ線グラフがあるわけでございますが、こちらにつきましては、

平成 21 年度の財政検証に基づきます、経済成長が低位の場合の賃金上昇率を一つ設けてございます。これに対しまして、協会では、この財政低位の×0.5、つまり 2 分の 1 で推移するという推計を立ててございます。ところが一番下の黒い線、これが協会けんぽにおける実勢値で、なかなか賃金上昇率は上向かない、といった状況でございます。

ここに対しまして今回、財務省から出てまいりましたのが、右側のほうに 26 年度から 30 年度にかけての緑色の線でございます。こちらを見ますと、26 年が 1.0%、27 年度が 1.6%、その後も 2.3%、2.9%、2.8%と、高い水準で推移する、という想定を立ててございます。協会としては、その×0.5 で推移すると見通しを立てています。

もう一つ、0%で推移するという見通しが、ブルーの下のグラフでございます。一番下は、過去 10 年の平均をとると、マイナスの賃金上昇といったかたちで推移する、という推計でございます。

これに伴いまして、次の 105 ページの「協会けんぽの財政収支の将来見通し」ということで、現状維持ということと考えますと、財政特例措置の継続、つまり国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 3 分の 1 総報酬割、を前提としまして、現在の平均料率 10%を据え置いた場合に、賃金上昇率を 0%とした場合、26 年 7 月に試算した結果、28 年度では、単年度収支でマイナス 1,600 億円の赤字が生じる、という見通しでございます。29 年度にまいりますと、この赤い線がございまして、これが法定準備金という、本来備えるべきお金の水準でございますが、ここを下回ってしまう、といった試算になってございます。下の図は、賃金上昇率を低成長の 2 分の 1 にした場合でございますが、こちらの場合でも、28 年度で、単年度ではマイナス 800 億円の赤字というかたちになりまして、30 年度で法定準備金を下回る、といった予測でございました。

ところが 106 ページの財務省の試算というのは、簡単に言いますと、この表にございますように、左側が財務省試算、右側が協会けんぽ試算、ということになっておりますが、賃金上昇率が、財務省試算では、低位成長の率のまま推移するのだと。協会の試算では、これに 0.5 を掛けておりますが、財務省試算では、どういうことになるかということ、単年度でも、ほぼずっと黒字で、法定準備金も積み上がっていくと、こういった試算になっております。それはどういうことを意味するかということ、国庫補助率を段階的に引下げていくのだという考えを、財務省は今回打ち出してあります。27 年度 15.3%、28 年度 14.2%、29 年度より 13%に戻すと、こういったかたちで、今回初めて提示をされたところでございます。

これに対しまして、次の 107 ページでございます。これが、この財務省試算に対しまして、協会のほうで、もう一回、例えば制度的なものを再度織り込んでつくったものが、107 ページでございます。こちらの段階でも、結論的には、賃金上昇率 0%でいったとしても、30 年度には、それぞれ、単年度収支、準備金残高とも赤字になっていくといった状況でございます。賃金上昇率を低成長のケースの 2 分の 1 にした場合であっても、こちらと同じく、30 年度では、それぞれマイナスになって

いると試算してございます。108 ページ以降に「財務省試算の問題点」ということで、協会から挙げさせていただいております。1 点目が、今回、賃金上昇率を、アベノミクスの効果があるということで試算をつくられているのだと思うのですが、やはり中小・小規模企業の実態に、まだまだ合っていないのではないかということで、1 点目に挙げさせていただいております。2 点目は、国庫補助率を 13%にするのは、協会、健康保険組合、そして共済、これらの中の、財政格差を助長するのではないかと、ということで挙げさせていただいております。3 点目は、『リーマンショック前に戻す』は『バブル経済に戻す』と同義」という、ちょっとわかりづらい書き方になっておるんですが、13%にしたのが、ちょうどバブル経済のときに 13%に国庫補助率を下げた、ということでございまして、ということは、バブル経済のときと同じような状態になるのか、ということを行っているような意味合いでございまして。4 点目は、「国庫補助率引下げは中小・小規模企業への負担の転嫁」ということでございまして、今の黒字は、今まで保険料を納めていただいた被保険者・事業主の、ある意味では努力の賜物というところございまして、それを国家が召し上げる、というとは何ですが、中小・小規模の事業主、加入者にさらなる負担を転嫁するに等しいのではないかと、ということで挙げさせていただいております。

5 点目は、国会の 25 年度の健康保険法等の一部改正の法案成立の際に、附帯決議をいただいております。そちらを無視するものではないかと、といったことで挙げさせていただいております。

ということで、協会けんぽとしまして、「国庫補助率を 20%にしてほしい」という要望をずっとしてきたわけでございますが、ここに来て、財務省からは、段階的に 13%に戻すのだと、こういったところが示された、といった状況が変更点でございます。

続きまして、47 ページをお願いいたします。後期高齢者支援金の総報酬割拡大による影響ということでございます。協会けんぽとしましては、いわゆる人数割りではなくて、総報酬の割合に応じた、高齢者支援金の計算をお願いしてきた、というところでございます。その中で実際に 27 年度の推計値を出したところ、現行、協会が負担する 2 兆 800 億円の後期高齢者支援金の中で加入者割の 1 兆 4,600 億円に対して、2,400 億円の公費が投入されている、といった状況でございます。「(1) 加入率調整なし」というのが、全面総報酬割にしたときのものがございます。そうすると、全面総報酬割にしますと、後期高齢者支援金は 1 兆 8,700 億円ということで、ここで現行よりマイナス 2,100 億円となります。一方で、これによって 2,400 億円の公費投入が無くなるということは、トータルで 300 億円マイナスという事態が生じる、ということがわかりました。

これについて、審議会の中で考えておりますのが、45 ページでございます。「被用者保険の前期財政調整における後期高齢者支援金の扱いについて」というタイトルでございまして、前期高齢者の方も、後期高齢者の支援金を納めているのですが、その分の扱いについて、考え方を考えてみよう、といった内容でございます。下の図にございますように、後期高齢者支援金部分について、これを全部、前期財政調

整をする場合に、後期支援金分を総報酬割にすると、協会・健保組合・共済組合はそれぞれ加入者に占める前期高齢者の割合が異なりますので、これを調整した率を掛けることによって、支援金の負担配分を行っていくと。こういうことをやりますと、47 ページの「(2) 加入率調整あり」というところで、先ほどの調整を行うことによって、ここはちょうど 2,400 億円というかたちで、公費がなくなる分と、とんとんになりまして、トータルでプラスマイナスゼロになる、ということでございます。ただそれは、今度は横に見ていただくとおわかりのように、健康保険組合さんとか、共済組合さんにご負担いただくこととなりますので、こういった事項について、今後、議論がされていく、といった状況でございます。

続きまして、78 ページをお願いいたします。今、議論されている、いろいろな給付金の制度の改正でございます。マスコミ等でもお聞きになったことがあるかもしれませんが、海外療養費というのがございまして、海外旅行中に病気とか怪我をしたとき、現地の医療機関にかかった場合に、後で申請していただきますと、お金を償還払いすると、こういった制度がございまして、その辺について見直しを行っていかう、ということでございます。

具体的には、79 ページのところございまして、例えば不正請求対策ということで、海外に渡航した事実がないにもかかわらず、海外療養費を請求する事案を防ぐ観点から、パスポートの写しとか、海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意、こういうことを法令上規定するのはどうか、といったことを検討してございます。もう一つは、資格管理の適正化ということでございまして、国内に生活実態がない者に対する資格管理を適正化する観点から、健康保険におきましては、海外に在住する被扶養者の扶養事実の認定に係る取扱いについて、通知等で示すのはどうかといったようなことが検討されてございます。

続いて 87 ページをお願いいたします。こちらは「傷病手当金及び出産手当金の見直しの論点」でございます。例えば休業直前に、標準報酬を高額に改定し、高額な傷病手当金を受給するといった事案が発生してございます。こういったことから、給付の基礎となる標準報酬の算定を、過去の一定期間の平均とすることはどうでしょうか、といったようなことが今、考えられてございます。資格喪失後の傷病手当金の支給につきましては、雇用保険法に基づく傷病手当金の支給期間の違い等を勘案しますと、傷病手当金は退職者の所得保障としての面を有しているのではないかとということから、例えば直近 1 年間の標準報酬日額の平均とか、または被保険者期間における標準報酬日額の平均とか、簡単に言えば、下げたかたちで、お支払いをするようなことができないかということ、検討している状況でございます。

戻りまして、5 ページでございます。今までの制度改正に関して、議論されているものでございます。これらを踏まえまして、平成 27 年度の保険料率をどう考えていくかということで、今回の議論になります。こちらにつきましては、まず、今 10%で 2 年間凍結している「平均保険料率」をどうするか。一時的には、例えば下げることもあり得るのかと。財政状況にもよるわけですが、そういったことについてご議論いただきたいということと、次の 6 ページにございますような、「激変緩

和措置」をどうしていこうか、ということについてご議論いただきたいと存じます。7 ページの真ん中辺に、黄色で「都道府県単位保険料率」というのがございまして、年齢構成が高く、所得水準の低い A 県の例、というところがありますが、例えばこういった県があった場合に、今の仕組みでは、A 県の例えば年齢構成が高い場合、そこを平均と比べて、調整をしています。これが年齢調整です。また、所得調整というのもございまして、総報酬の調整も行っています。その上で医療費に地域差があった場合、これはそのまま反映をさせていこうということで、最終的な保険料率を決定していく、というかたちになってございます。

この地域差をどう見るか、というところが、次の 8 ページでございます。一番左側に長野がございまして、10%から見て下にありますので、低い保険料率です。反対に右側のほうに行きますと、佐賀がございまして、佐賀のほうが高い保険料率、というのをずっと並べたものでございます。この青い棒グラフが下に長いほど、低い保険料率で行けます、というかたちになっております。ただ、実際の地域差をそのまま反映したものは、青い棒グラフなのですが、このまま行きますと、低いところは大変助かるわけですが、高いところを見ていただきますと、これがもう 10.5%ぐらいまで行ってしまいます。ということがございまして、これを今、経過措置として、段階的に進めていこうということで、現在、平成 24 年度から平成 25、26 年度にかけては、10 分の 2.5 ということで、差を本来の 4 分の 1 に圧縮して、地域差を持たせながら、なるべく大きな差は設けないようにしている、といった状況でございます。この「都道府県支部間の保険料率の幅をどう調整していくのか」、といった論点の一つでございます。

もう一つは、11 ページでございます。「都道府県単位保険料率の精算について」の「精算の内容」ということで、「2 年前の支部別収支（実績）に基づく精算分」。につきましては、例えば都道府県の保険料率につきましては、2 年前の医療給付等の実績をもとに行っておりますので、当該年度の医療費等を推計して行っています。そのため 2 年後に医療費が確定すると、その差額分を精算しなければいけない、というかたちになってございます。更に、今回は、保険料率を 10%に凍結するために準備金を取り崩しております。それを各支部の収入としてございますので、その精算をする必要がある、といったこととございます。例えば今、東京支部につきましては、9.97%と保険料率が設定されているわけとございます。この精算は、それほど今まで影響を与えてこなかったわけなのですが、そのまま何年分も精算を放置しますと、例えばこれが 9.98%とか、最後の桁で、場合によっては上がるような可能性も出てくるといった状況であります。凍結が解除になって、その精算をするといったときに、0.01%ぐらい、上がる可能性があるといったこととございます。

皆様方にご議論をお願いしたいことを整理しますと、もともとの全国の平均保険料率をどうしようかということと、もう一つは、その中で各支部の、いわゆる激変緩和に基づく措置をもう少し働かせたほうがいいのか、あるいは、そのまま凍結させたほうがいいのかと、こういった点につきましてご議論を頂戴できれば、ということとございます。以上でございます。

原山議長：

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。植西さん、どうぞ。

植西評議員：

いっぱいありますが、まず直近で言われた激変緩和措置のところから。

これは当初 10 年間で完全に終了して、本来の料率にするという目論見でしたね。既に 6 年が過ぎてますが、あと 4 年で、どのように推移させるか、その辺を考えておられるのですか。

原山議長：

事務局、どうぞ。

事務局（飯塚企画総務部長）：

今のところは、当初の予定どおりさせていただくということ以外に、話は出ておりません。ただ、運営委員会の中のお話を聞いていますと、場合によっては、それも含めて議論、のような話も出ておりますので、その辺はまたあらためて議論に上がるとは思いますが、今のところ、それを変えるという話までは出ておりません。前提としては、当初の予定どおり、平成 32 年までで激変緩和措置は終了と考えてございます。

植西評議員：

それについて、意見を言わせていただいてよろしいですか。

原山議長：

どうぞ。

植西評議員：

医療保険制度ですので、収支相等の原則で、かかった費用と入ってくる収入の、バランスを合わせていかなくちゃいけない。しかし保険料率については、そもそも制度によって異なってくるという問題点がありますので、私は、日本国内におられる医療保険については、基本的には同じ料率を掛けていくような制度にすべきである、というように思っております。そうしますと、激変緩和措置などで、同じ組織の協会けんぽの中で料率が変わるといのはおかしい、ということになるわけですが、そうは言っても、法律などで決まっておりますので、その流れの中で一番良い方法で、それぞれの支部ごとに努力をしていく目標を立てて、このような仕組みをつくっているわけですから、そういう方向で行くのであれば、その方向に沿って取りあえずは、全体を見直す前の段階としては、やっていくしか方法がないのかな、

というように思います。然るべき対応でやっていかざるを得ないかなと。ただ、凍結し続けると解除したときに反動が大きく出ますので、激変緩和措置については、もうこれ以上の凍結はしないほうがよろしいのかなという、個人的な意見です。

原山議長：

確認してもいいですか。今の植西さんの意見は、各都道府県支部の保険料率は一緒に良いのではないかという意味ではなくて、ほかの保険者と一緒に良いという意味ですか？

植西評議員：

そうです。ですから、ほかの保険者との関係がありますので、それができないのであれば、協会の中で当初の目的に沿ったかたちで激変緩和措置をやっていくというのであれば、それはやむを得ないだろうという話です。

原山議長：

わかりました。

ほかに何かありませんか。白井先生、どうぞ。

白井評議員：

やはり、保険料率をまた上げていくことになりますと問題がありますので、いろいろな制度改革が資料に書かれていますが、とにかく今の料率を維持していくような仕組みで行かなければだめだと思います。いろんな理由を立てて、現在の制度を変更しようという動きがありますが、日本の医療制度は、このままではきっとおかしな状態になります。やはり現状の保険料率を維持していくような仕組みにするためには、国庫補助率を増やしていくよりほかはないのではないかと考えています。ほかの要件がいろいろありますが、それを加味しても、単純に保険料率を引き上げるというのは、許すべきではないと考えております。

原山議長：

ありがとうございました。植西さんどうぞ。

植西評議員：

大きな問題である料率のところ、ちょっとお話を。

財務省が提案をしてこられた背景にある考え方についてなのですが、そもそも何をもって協会けんぽの国庫補助は13%となっているのでしょうか。その目的は、何でしょうか。国庫補助に対する基本的な考え方を、もう一度お聞かせいただいて、その上で意見を言わせていただきたいと思います。

原山議長：

事務局は、どなたがお答えになりますか。

では、田島さん、どうぞ。

事務局（田島企画総務グループ長）：

まず、国庫補助には大きく 2 通りございまして、1 つは医療給付に対してです。直接、私どもの加入者が使った医療費に対する国庫補助。これが今、問題になっております、法律上、特例措置が切れると 13%に戻ってしまう部分です。法律上の本則では 16.4%~20%の間とされ、それが附則で 13%に抑えられています。それを特例措置として、現在 16.4%ということになっています。

もう 1 つは高齢者医療への支援金に対する国庫補助です。こちらはもともと 16.4%となっております。

医療費は、収入が高くても低くても、同じ診療報酬ですので、そこには差は生じません。収入の低い我々協会けんぽと、収入の高い健康保険組合、この財政的な格差を埋めるということを目的として、国庫補助というものが制定されています。

その格差を埋めるのに、どの程度が適正な水準なのかというのが、なかなか国の中でも議論がまとまっていない中で、私どもは 20%ぐらいの補助は差を埋めるためにあって当然じゃないか、と要望しているという状況でございます。

原山議長：

ありがとうございました。

植西さん、いいですか。どうぞ。

植西評議員：

そこで、私が従来からずっとお話をしてまいりましたことですが、本来、保険料は全員払って給付を受けると、いうのが建前ですよね。組合健保なら、保険料が支払われないということは基本的にありえない。ところが協会けんぽの場合は、保険料が支払わなくても給付は行われるというのが実態で、支払われていない保険料が 2,000 億円もあるという状況が、一方ではありますね。

47 ページをご覧くださいますと、1 兆 4,600 億円のうちの、公費で賄っているのが 2,400 億円。これ、13%と 16.4%の差が、この 2,400 億円くらいになりますかね。そういう意味からいきますと、これのほとんどは、本来、納めるべき保険料が、これに代わっているという考え方もできるのかなと。そうすると、公費が補助金として払われているのは、その補填とも取れるのではないかと。

協会けんぽについては、実質的には徴収事務を年金事務所に頼んでおりますので、そちらのほうで回収できなかつたとなると、協会けんぽには入ってこない。ところが、医療費は停止できません。健保組合は、保険料の支払えない会社には組合を脱退してもらい、医療費にストップをかけてしまうでしょうが、それが協会けんぽではできないと。

それはなぜかという、やはり最後の受け皿を、被用者保険制度では協会けんぽ

が担っているからだ。そのために補助金が公費として出されているのだという視点で、意見が言えないのかなと思います。ただ単に保険料が入ってこないからというだけでは理由として不十分なので、20%というところの言い方もちょっと変えて、財務省に対して言ってほしい。財務省がそう来るのであれば、逆に私どもも「この入ってこない保険料はどうされるのでしょうか。給付の方を切ってよろしいでしょうか」というようなぐらいのことも、言ってもいいのかなと思います。

単純な思い付きで恐縮ですが、これはきちんと理論構築をしていただいて、そういう方向でも意見が言えるのか、ぜひ一度、ご議論を賜りたいと思ったところでございます。

それから財務省が、我々が×0.5で考えているところを×1.0というようなところについても、この資料を見てもみますと、過去の実績とは1.5%前後の乖離がある、というところですね。標準報酬月額推移を見ても、先ほど、104ページの赤いラインが、経済成長による賃金上昇率のシナリオで、実際には、実績は黒いラインと。この乖離を見ても、3.1%とか1.8%とか1.5%、1.1%、1.4%、1.5%も実際は低いところを推移してきていますね。それなのに、財務省はさらに前提を引上げて、上のところに持っていく。となれば、ますますこの乖離が開くのではないかな、と思うのですが。逆に、これだけの高い成長率の見通しを、もしどうしても認めなくちゃいけないような背景があるのならば、医療費支出も上がる見通しにあるので、実質的にはどうなのということになります。収入が多くなるので、公費を減らそうというのならば、逆に支出のところも、十分に見ないといけません。今の高度医療の医療機関を見ますと、高額な医療機器を導入しておりますので、それを受診することによっての医療費負担もあると思いますから、そういう意味から、医療費の増も今まで以上に伸びる可能性があると思います。そういう前提で、医療費の伸びをさらに増やして、計上して、支出を増やす、というような予算組みをすれば、いかがなものかなというように思ったところでございます。

うまくまとめていただければと思います。

事務局（飯塚企画総務部長）：

先日、開かれた本部の運営委員会でも、前提条件がいっぱいありすぎて、なかなか議論が難しいというのが、見ていまして感じたところでございます。今回も経済成長率の見通しが大きな点でございます。また、運営委員会の中でありましたのは、各支部の評議会の中のご意見を頂戴してから、また議論しようというようなトーンで議論がされておりました。

原山議長：

支部長も、何か発言がありますか。

矢内支部長：

植西さんのご意見につきましては、保険料の収納の関係は、非常に難しい問題だ

と思います。と申しますのは、国民皆保険という仕組みの下での医療の給付をどう考えるのか、という基本的な問題になります。保険料を納めてない人に対して、どういう考え方でそれに臨むのか、という問題もあるかと思っています。

そういった色々な観点から検討してほしい、というご意見ですので、貴重なご意見としてお伺いしまして、本部にも伝えたいと思います。年金機構を通して我々は保険料を納付していただいておりますが、年金機構のところで100%収納していただけていないので、本来いただくべき額と実際いただく額の間には差があります。先ほど植西評議員からも2,000億円以上の収納の不足があるのではないかと、というお話でございましたが、この問題に対しましては、毎年、私どもの理事長から日本年金機構の理事長に対して、収納率の向上をお願いしております。収納率は年々改善していますが、さらによろしくお祈いしますということです。未収納をできるだけ減らすという努力は、引き続きやっていくべきであると思います。

一方で、100%にならない場合の、その不足分と、先ほどの国庫補助率を、どう結びつけるのか、というご質問は、非常に難しい問題だと思います。こちらにつきましては、ご意見としてお伺いする、ということにさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの財務省の試算に対して、私どもはどのように試算をし、国庫補助の要請をしていくのか、という点でございしますが、104ページの表をもう一度ご覧いただきますと、このグラフの左側は、過去に私どもが計画をして、収支見込みを立ててきたものでございます。赤い線が、過去の政府の見通しですが、その下のやや茶色っぽい線は、私どもが立てた見通しの内、経済成長率×0.5のシナリオを表しています。それに対して下の黒い太い線が実績でございしますが、いまだかつて成長率×0.5にも至ったことがない。それが、中小企業が多い我々の協会けんぽの実態であるということです。この直近の実績を見ましても、0.1%しか賃金上昇率がない。にもかかわらず、政府の将来の見通しは緑色の線です。緑色の線の下にあります3つの線が、私ども協会けんぽが新しく算定した前提の数字でございしますが、緑色の線が経済成長率そのままの賃金上昇率。その下の線が、その0.5倍、その下の線が0%、つまり横這いのケース、過去の平均実績であるマイナス0.4%のケースです。私どもが将来を計画するとき、計画上の目標値を前提にして現実の収支見込みを立てるのは非常に難しい。実績がこの点線の黒線のようなところであるにもかかわらず、緑の線に乗せて計画を立てるとは、その0.5倍にも届いていない状況なのに。その辺のところを、どのように考えていただけるかということだと思います。

これは皆様にご議論いただくお話なので、あまり私が発言してはいけないのかもしれませんが、よろしくお祈いします。

原山議長：

植西さん、いいですか。

植西評議員：

私が従来からずっとお話をしてきましたのは、実態値に近づけた予算組みができないのかということです。そういう意味からいくと、この中では0%ないしはマイナス0.4%のシナリオを採用してもらおうほうがベターだ、と思います。私の意見としては、0%シナリオでいいのではないかと思います。実態に合わせて、0%で予算組みをして、提案したら良いのでは、と思いました。

原山議長：

ありがとうございました。

私があんまり発言してはいけないのですが、未納者の取扱いは、市町村国保では、どうしているのでしょうか。未納したら給付を止めてしまうのでしょうか。市町村国保にも、零細企業の方が加入していると思いますが、あれは給付を止めてしまうのでしょうか。

事務局（飯塚企画総務部長）：

未納が短期間の場合は、いきなり給付を止めずに、まず通常の保険証に代わる短期的な資格証明のようなものを一旦出したりして、一時的に制限をかけるというかたちでやっていると思います。

国保でも、未納があるからと言って、いきなり給付をストップというかたちは、なかなか取りづらいので、一定の猶予期間を与えているということだと思います。

原山議長：

そうですか。それに対して協会けんぽの場合は、仕組み的に、保険料は年金事務所が集めているので、連携とかスケジュールのタイミングを調整するのが大変で、いろいろあるだろうとは思いますが、やればできるのですか、国保のように。

事務局（飯塚企画総務部長）：

実際はなかなか難しいと思います。本当に割り切って、保険料を納めてない期間は給付をしないとすると、その間、お医者様にかかれないのか、といった問題も実際に出てしまいますから、そこを一概にスパッと切るとするのは、なかなか難しいのかなと思います。

それ以前の問題として、法令上もそういうかたちのものはつくられておりませんので、仮に保険料を滞納されたとしても給付をするというかたちになっています。

原山議長：

問題は、区市町村の国保と協会けんぽが類似しているということですよ。組合健保だったら、ずっと払わないで済むなんていうことはないと思うのですが。

植西さん、どうぞ。

植西評議員：

正しくは、今の状況は、被保険者は給料から天引きされて、払っているんですよ。しかし、事業主が納入していない、納入できない、という実態がある。アベノミクスで今度どんどん上がっていくとしても、経済的に良くなっていくにもかかわらず、事業者として、賃金を払うのを優先して「保険料の納入は待ってください」と言って、滞納になってしまう。そのような状況が片一方にあって、それが2,000億円もあるということ、どうにかたちで広報していくのか、ということも必要だろうと思います。そこで、公費で滞納分を貸し付けているというかたちにして、滞納している事業者の、被保険者の分の保険料だけを貸し付け扱いにして記録に残して、そのお金はきちんと事業者の借入金として計上して、お金はとりあえず保険料として入ってくる、というような仕組みがつくれれば、けんぼとしての収支はきちんとした格好ができる。そうでないと、払わなかった人の分を、払っている人たちが賄っている、という状況になってしまいます。といて、給食費の問題と同じように、払わない人が得をするということがあっては困りますので、そういう意味では、税金を投入して負担をさせようというのであれば、それはきちんと事業主に貸し付けたことにしないと、おかしくなるのかなど。結構大きな問題になると思います。

原山議長：

なるほど。ありがとうございました。
ほかに。大谷先生、発言はございませんか。

大谷評議員：

社会保険というのは私保険、いわゆる民間がやっている保険と違って、収支相等の原則というのが適用されない、というのが原則になっているのですが、民間の保険の場合には、給付・反対給付均等の原則というのがありまして、契約者である被保険者が実際に支払った保険料というのは、それを受ける側の給付の期待値に等しい、という考え方があるのです。ところが実際に、先ほど支部長が言われたように、社会保険の場合にはそれが適用されません。実際に契約者が払った保険料、あるいは払わない人でも同じような給付を受けられるというのは、やはりおかしいことはおかしいんですが、しかし日本の場合には、先ほど支部長が言われたような国民皆保険ですので、このまま財務省が言われるように国庫補助率13%ということになれば、社会保険自体が存在し得なくなるのではないかと危惧しています。財務省としては、もちろん少しでも国庫の支出を減らしたい、というのは当然の考え方でしょうが、しかしそうしますと、本当に他の健保組合とか国保とか、あるいは共済とかと比べたら、本当に成り立たなくなりますよ。それで国家としてやっていけますか、ということは、やはり問題になると思います。

財務省試算の問題点について、協会はいろいろ述べておられますが、やはり格差の助長、それから今まで国会の附帯決議がなされたことに対して、どう思っておられるのかということ、厳しく、激しく、反論する必要はあるのではないかと、思っております。

原山議長：

ありがとうございました。

ほかに。傳田さん、どうぞ。

傳田評議員：

私ども商工会というのは、ご案内のように、多くが本当に小規模・零細企業の方々に、事業者が、事業主分の保険料を払っているわけです。これを支払っていない事業主というのは、実態はよく我々も把握ができません。「あなたのところ、支払っていますか」というようなことは聞けませんので。ただ、2,000億円という未納額を考えれば、相当の数の企業が、経営状況が厳しいために未納しているのかもしれない。

ただ、私どもも、「国庫補助率を20%に、法定の一番上をお願いします。」という要望を必ず毎年、国に上げさせていただいて、議員の先生方を通じまして、強くお願いをしているところでございます。実態と合わないというのは、そのとおりで、108ページ以降には「財務省試算の問題点」ということで書かれていますが、まさにそのとおりでございまして、実態に合わないことを前提に話されたら、我々の会員企業の皆さんは、「実態に合わないお話はできない」と、一言で終わってしまいます。ここをやっぱり、かなり強烈に言っていただかないと。確かに理想は理想であります、現実をもうちょっと見ていただかないと、企業そのものは、もっと潰れていってしまいます。

ぜひ、国が考えている日本再興という計画を考えると、今ある企業をいかに維持していくかというのも、一つ大事だと思っておりますので、この社会保険料の負担というのは、事業主にとって非常に厳しいところがあります。その実態を常に言い続けていくのが、私どもの立場だと考えております。よろしくお願い申し上げます。

原山議長：

ありがとうございました。

大谷先生、どうぞ。

大谷評議員：

恥ずかしながら、ちょっとお伺いしたいのですが、収納率の計算というのは、いつも不思議に思うのですが、実態よりもいつも高く計算されているように見えるのですが、それは、実際よりも少し高く評価したほうがいいのか、それとも、実態を表すような収納率にしておいたほうがいいのか、教えていただきたいと思っております。

原山議長：

事務局、どうぞ。

事務局（飯塚企画総務部長）：

収納率につきましては、日本年金機構のほうで国にも報告をしております、その中では、先ほど先生がお話しされたように、いわゆる不納欠損という項目がございます。時効等によって消滅した額を分けて記載してございまして、実際に頂戴すべきものと、実際入ったものを分けて、収納率を出してございます。

原山議長：

大谷先生、よろしいですか。

大谷評議員：

そうすると、やっぱり実態がちゃんと表示されてるということですか。

事務局（飯塚企画総務部長）：

そうですね。それぞれきちんと分けまして、頂戴する金額、納めた金額、時効等によって不納欠損した額といったものを分けて公表してございます。

原山議長：

よろしいですか。ほかにございますか。

植西さん、どうぞ。

植西評議員：

予算を計上して料率を決めるときには、全体、グロスで計算していますよね、実態値ではなくて。今、先生がおっしゃったのは、実態値でやったら収入が減るわけだから、料率が変わってくるように思われますが、そういう意味で、どちらが有利なのでしょうか。

事務局（飯塚企画総務部長）：

率直に申し上げて、細かいところまでは私もよく把握しておりませんが、おっしゃられたように、そこは予想値でやっておりますので、過去何年間の推移を見て計算して、推計値で出しているのが実態だと聞いております。

大谷評議員：

実態はもっと低いわけですね。政策的な問題があるのでしょうか。

植西評議員：

入ってくる分が少なくなれば、補助金がないと運営できないということになりますから。

事務局（飯塚企画総務部長）：

おっしゃるように、実際、高くしないと入ってくる金額が大きくなるので、実態値に合わせると、入ってくる金額は少なくなる、といったことはあると思います。

原山議長：

つまらない質問をして申し訳ないのですが、昔の社会保険事務所は、徴収率を競争していましたよね。今の年金事務所は、競争しないのでしょうか。

事務局（飯塚企画総務部長）：

一時期は年金問題のいろいろな影響があったようですが、いろいろな適用問題をはじめ、収納問題にも力を入れていこうということで、今は進んでいる、と聞いております。全国的に収納率は上がっておりまして、一時期は落ち込んでいたのですが、平成 22 年度を底に、そこからだんだんと上がってきております。経済が上向いているという背景はあるのですが、やはり努力をされて、収納を確保して頂いていると考えてございます。

原山議長：

ありがとうございました。

吉澤さん、何かありますか。

吉澤評議員：

財務省の出した数字ですね。これはどこから出た数字なのでしょう。实体经济と私たちの実感に合わないとは思っているのですが、アベノミクスと言っても、実際には負担増で、収入は上がらない、賃金は上がらない。むしろ賃金体系によっては下がっている、というのが実態なのに、この予測の上がり方は、どうにも、どこから出たのかが、ちょっと考えられないという感じですね。

今の協会けんぽの前の政府管掌時代には、かなり赤字の時期があったと思うのですが、それは全部、国で持っていた。それが年金と分離して、協会になったときに、「これしか出しませんよ。あとは努力しなさい。」というのは簡単ですけど。

この経済の中で、1人2人の零細企業で、賃金が上がっても下がっても、そんなに影響ないかもしれませんが、賃金が上がらない企業が、非常に大きなウエイトを占めているのです。それなのに、どういうところからこんな成長予想が出てくるのか。このまま推移して料率をどんどん上げていったときには国民皆保険の崩壊につながるのではないかと、とてもやっていけないですね、中小企業では。そういうふうに考えています。

原山議長：

ありがとうございました。

熊倉さん、一言どうぞ。

熊倉評議員：

私どもが考えていることは、先ほど傳田さんがおっしゃった、まさにそのとおりなんです。ですから、大手企業はどうかわかりませんが、我々零細企業にしてみますと、労働者の側でも、はっきり言えば、「保険なんか、いらぬ。給料を上げてほしい。」というぐらいの水準で推移しているわけでございます。今まであった補助でやり繰りしていた財政を、今度は分かれたから単独でやれといわれても、それで赤字が埋まるのか。当然、赤字は出てくるのではないかと私は懸念しております。

原山議長：

ありがとうございました。

ほかに特に発言ありますか。白井先生、どうぞ。

白井評議員：

私も全く同じ意見です。賃金は期待通りには上昇していませんし、必ず赤字は出てきます。それでも補助率を下げるといふなら、保険料率を上げることになってしまふ。そうなったら中小企業の皆さんはやっていけません。ですから、色々な所から何だかんだ言われても、保険料率は10%に留めておかないとだめだ、と思っております。それに尽きます。

原山議長：

ありがとうございました。

議論は出尽くしたと思いますが、今まで出された意見を少し事務局で整理していただいて、11月7日までに東京支部評議会の意見として提出しなければいけないということでございますので、以前にもそういう前例がありました。具体的な取扱いについては、私、議長に一任をいただきたいと思っております。皆様方には、後日、ご連絡申し上げます。事務局と内容を整理いたしますので、そういうことで、今日はまとめとさせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の「協会けんぽの状況について」と「東京支部の状況等について」。飯塚部長から、ご説明をお願いします。

(2) 協会けんぽの状況について

(3) 東京支部の状況等について

事務局（飯塚企画総務部長）：

ご議論いただきありがとうございました。

それでは、協会けんぽの状況等につきまして、一括してご説明いたします。

まずは、114ページ、「全国大会開催要領（予定）」でございまして、11月18日

12時からニッショーホールで開催をさせていただき予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、123ページをお願いいたします。遅くなってしまいましたが、概算要求の中身でございます。こちらの中段で、「安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保」とございます。「なお」書きの下線に、「プログラム法等を踏まえた次期医療保険制度改革に係る経費については、予算編成過程で検討する」となっております。

続きまして124ページでございます。こちらにつきましては、平成27年度の概算要求対応ということで、当協会の理事長から、厚生労働大臣宛に出している要望書の内容でございます。20%の国庫補助の確保と公費拡充等々について要望しております。

飛びまして133ページでございます。こちらは保険者機能アクションプランということで、保険者としての機能を発揮するためのパイロット事業でございます。上から3段目に、東京支部がございまして、例えば世田谷区と連携しまして、区民の健康状況を把握するための特定健診結果等の情報の共有や分析、医療費分析を行うということで、実際に世田谷区民の協会けんぽ加入者と、国民健康保険の加入者のデータに基づいて、健康状態などを把握した、といったところでございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。今年の6月にお願いをさせていただきました支部別大会の全国の集計でございます。東京につきましては、お陰様をもちまして、左側中段のほうにございますが、550名の方にご参加いただきまして、来賓の方が9名、うち国会議員の方ご本人が2名といった状況でございます。右側の下のほうに全国計がございまして、全国ですと1万3,441の方がご参加いただきまして、来賓の方が558名、国会議員の方につきましては103名の方にご出席をいただいた、といった状況になってございます。

飛びまして157ページをお願いいたします。「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」というのがございまして、上から5行目ぐらいに「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」とあります。いわゆる医療介護総合確保推進法というのが成立いたしました。

ずっと飛びまして、167ページをお願いいたします。医療と介護を総合的に行っていこうという法律規定ですが、その一環としまして、「都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項」ということで、この中の2の中段にありますように、「関係者の意見を反映させる仕組み」ということで、簡単に言いますと、医療計画とか介護計画を作成するときに、医療保険者の意見を求め、それに応じて、その意見を反映するための必要な措置を講ずるように努めなければならない、といった項目が設けられた、といった点が特徴でございます。こちらにつきましては、また来年以降、本格的に具体的なことが進められると思われま。

次は177ページでございます。区市町村との連携ということでございまして、10

月 16 日、先週でございますが、地元の中野区様と「区民の健康で安心な暮らしのための連携」ということで、覚書を締結いたしました。現在、世田谷区さん、葛飾区さん、中野区さんと、3つの自治体と覚書を締結している、といった状況になってございます。

続きまして、180 ページでございます。9 月 11 日と 9 月 12 日に「平成 26 年度第 2 回東京支部健康保険委員会研修会」を開催しておりまして、それぞれ 300 名のご参加をいただいて、合計で 600 名の方にご参加をいただいている、といった状況になってございます。

続きまして、181 ページの真ん中辺に「イベント・セミナーの情報」ということで「『毎日ヘルシーサロン』にブースを出展しました」とあります。後援は厚生労働省のスマートライフプロジェクトとなっておりまして、こちらにつきまして、9 月 14 日に参加をさせていただいたといった状況でございます。

続きまして 183 ページは、ジェネリックの医薬品の軽減額通知を 26 年度におきましても、実施をさせていただくということでございます。下のほうにございますが、1 回目の発送を 9 月 16 日、2 回目を来年 2 月頃に予定しております。

次に、185 ページをお願いいたします。これは東京支部の月報でございまして、先ほど実績値のところを若干お話いたしました。例えば 26 年 7 月は、被保険者数が 236 万人、被扶養者数が 148 万人ということでございまして、これを昨年度の 25 年度から比べますと、現在、約 12 万人も増えているということで、下の率を見ていただきますとおわかりのように、被保険者であれば、4.4%の伸びを示しています。被扶養者につきましても、2%ぐらい増えているということで、加入者の方は今増えている状況にあります。その隣に標準報酬月額平均というのがございまして、例えば平成 23 年度がマイナス 1.2%、平成 24 年度がマイナス 0.5%。平成 25 年度がマイナス 0.2%でございます。直近ではマイナス 0.1%ぐらいで推移しています。全国では若干上がっておりますが、東京ではまだ、対前年同月比で見るとマイナス傾向にある、といった状況でございます。加入者の給与の状況については、さらに標準賞与額を加えますが、こちらはかなりばらつきがある状況です。

片や、真ん中辺に保険給付費がありますが、こちらはお医者さんにかかった費用と、様々な給付金の合計です。こちらの推移は、23 年度が 2.4%、24 年度が 3.3%、25 年度が 4.6%ということで、年々、給付費は増えています。直近の月別を見ましても、3~4%ぐらいの水準で推移をしている状況で、加入者の方は増えていますが、お給料はなかなか上がってない、給付費用は増えている、といった状況でございます。

以下につきましては、メールマガジンと、事務処理誤り等について載せてございますが、こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

原山議長：

ご苦労様でした。

今の説明について、特に何かご意見はございますか。

それでは、また後で見ていただいて、何かありましたら事務局に照会をいただくことで、説明はこれで終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、司会を事務局へお返ししますので、よろしくをお願いします。

事務局（田島企画総務グループ長）：

ありがとうございました。

それでは、来期も再任させていただく皆様に、次回の評議会の日程調整をさせていただこうと思っております。次回につきましては、12月15日の月曜日15時半からということで、ご予約をいただければと思っております。

その次の1月には、料率と事業計画の議論を皆様をお願いする予定ですが、1月20日の火曜日16時で予定しております。新規に委嘱させていただく方とも、日程を調整させていただきますが、今のところ、この両日を予定させていただいております。

原山議長：

12月15日が午後3時半からで、1月20日が午後4時から。そういうスケジュールでやりましょう。ありがとうございました。

事務局（田島企画総務グループ長）：

原山議長、ありがとうございました。また、評議員の皆様も活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。これにて議事は終了させていただきます。

最後に、矢内支部長から一言ご挨拶をさせていただきます。

矢内支部長：

冒頭にも申し上げましたとおり、10月末をもちまして、現在の評議員の皆様の任期が満了するということでございます。2年間、皆様には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

先ほどもお話がありましたが、次期の評議員につきましては、事前に相談させていただきました結果、今期をもちまして白井評議員、それから今日はご欠席ですが、中村評議員、帆刈評議員、この三名の方が退任されることになりました。植西評議員、大谷評議員、熊倉評議員、傳田評議員、原山評議員、吉澤評議員の皆様は、引き続きご留任いただけるということでございます。退任される白井、中村、帆刈、3名の委員の方々におかれましては、本当に長い間お世話になりまして、ありがとうございました。特に白井先生は、協会発足以来、ずっと長い間お世話になりまして、ありがとうございました。ご退任なさっても、これからのますますのご健勝をお祈りいたしております。どうもありがとうございました。

引き続きご留任いただく皆様には、少し早いのですが、新任期におきましても、ぜひ、よろしく願いいたします。

ご退任される皆様の後任の人事でございますが、これは10月末までに人選をす
るということで、現在、順調に人選作業を進めておりまして、決まり次第、皆様
にご報告をさせていただきたいと思っております。

本当にこの2年間、皆様には大変お世話になりました。あらためて、深く感謝
いたします。どうもありがとうございました。

原山議長：

せっかくですから、白井先生、一言。

白井評議員：

もう何年になりますか、結構長く評議員をやらせていただきました。お役に立
たのなら幸いです。

協会けんぽについては、政府管掌健保の時代からずっと関わってきたものでは
ないかと認識して頭を悩ませました。任期の最後になって、また保険
料率の値上げになるような話が出てきて、ショックを受けました。辞める間際に
そういう問題が起きてきて、ちょっと不安を感じております。ただ、最終的に、今後
どうするかは、どこの保険制度でも課題は共通しているのではないかと
思っております。どうも、長い間お世話になりました。

原山議長：

どうもありがとうございました。

事務局（田島企画総務グループ長）：

それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。皆様、どうもありが
とございました。

(閉会)